

野洲市第 1 次総合計画

第 6 章見直しに係る修正案の現状について

(部会審議等作業中間報告)

※本稿はこれまでの部会審議内容等を基に、現時点での第 6 章の修正状況について改定後の書式イメージで示したものです。

※今後、本稿に各担当課からの意見等も反映して、第 3 回の部会に修正案を提案していく予定です。

基本目標 1

豊かな人間性をはぐくむまち

基本目標 1：豊かな人間性をはぐくむまち

(修正作業中)

《施策体系》

施策	基本事業体系
施策 1 子育て・子育て支援の充実	① 安心して子どもを生み育てられる環境づくり ② 子どもが健やかに育つ環境づくり ③ 子育て、子育てを支える地域づくり
施策 2 青少年の健全育成	① 学校・家庭・地域におけるコミュニケーションの充実と知識の習得 ② 青少年を導くリーダーの育成 ③ 非行の防止と青少年の保護
施策 3 学校教育の充実	① 確かな学力の向上と多様な教育の推進 ② 元気な心とからだの育成 ③ 地域に根ざした学校づくり ④ 教職員の意識や指導力の向上 ⑤ 相談・支援体制の充実 ⑥ 教育環境の整備
施策 4 生涯学習・生涯スポーツの推進	① 多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大 ② 生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援 ③ 生涯学習・生涯スポーツ活動拠点の充実
施策 5 人権の尊重と恒久平和の実現	① 人権擁護のまちづくりの推進 ② 人権教育・人権啓発の推進 ③ 同和問題の解決 ④ 男女共同参画 ⑤ 平和教育・啓発の推進
施策 6 多文化共生社会の実現	① 多文化理解の促進や国際的視野の醸成 ② 在住外国人への支援

施策 1 子育て・子育て支援の充実

〔施策の目標〕

- 安心して子どもを生み育てられる環境が向上し、次代を担う子どもたちが、のびのびと健全に成長できるまちをめざします。

〔基本認識〕

野洲市でも今後少子化が進行していくものと推定され、その傾向の中で、出産年齢の高年齢化も進んでいます。一方では、核家族化の進行や近隣関係が希薄化する中で、妊娠、出産、子育てに不安を抱く家庭が増加し、また、保護者が働きながら子どもを育てている家庭が増加しています。

このような状況のもとで、安心と責任感を持って子どもを生み育てられる環境をつくり、次代を担う子どもたちが健全に成長できるまちを実現するため、子育て・子育て支援の充実を図る必要があります。

具体的には、子育て中の家庭への制度的・経済的支援、子どもの健康・安全、そして健全な育ちを支える環境の整備、さらには地域社会全体で子育てを支えていくまちを実現するための雰囲気作りや活動支援が求められます。

〔基本事業体系〕

子育て・子育て支援の充実	① 安心して子どもを生み育てられる環境づくり
	② 子どもが健やかに育つ環境づくり
	③ 子育て、子育てを支える地域づくり

① 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

喜びと責任感を持ち、安心して子どもを生み育てることができるよう、市民や世帯を支援します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 安心して妊娠期から出産までを過ごせるような、健診事業や相談体制、情報提供等の充実
- ・ さまざまな理由により、子育てに経済的・社会的困難を抱える保護者や家庭への支援や相談体制等の充実
- ・ 世代間交流や地域の見守りを通じた、子育てに自身が持てる親育ちの支援
- ・ 子どもを生み育てながら、女性も男性も安心して仕事を続け、さまざまな活動等に参加できるよう、保育施設の拡充や多様なニーズに応えられる保育環境等の整備

など

② 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもの権利が守られ、のびのびと健全に成長できるよう、必要な体制・環境の

整備を行います。

【想定される主な取り組み】

- ・ 健診や予防接種、医療体制情報の提供、食育の推進などによる、子どもの健康保持や、健全な発育の促進
- ・ きめ細やかな就学前教育や保育による、基礎的な生活習慣や集団活動などの社会性の習得
- ・ 子どもを主体とした就学前教育や保育をめざす幼保の一元化や施設の整備。
- ・ 関係機関の連携強化や職員の専門性の向上などの相談体制の強化による、子どもへの虐待の未然防止
- ・ 保育所や幼稚園における安全管理の徹底、地域の見守り活動など、犯罪や事故からの子どもの保護

など

③ 子育て、子育てを支える地域づくり

次代の地域を担う子どもの成長を地域全体で支える環境を整備します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 地域での子育て支援人材の育成や、保護者が身近に育児相談や情報交換ができる、地域の子育て力の向上
- ・ 公共交通網の維持・整備や公共施設の設備更新など、子どもや子連れの保護者が安心できる生活環境の整備
- ・ 子育てについて、地域や職場の理解が進むような意識の啓発や、職場における制度の充実

など

[関連する分野別計画]

- 第2次男女共同参画行動計画（平成23～27年度）
- 市民活動促進計画
- 地域福祉計画（平成19～25年度）
- 次世代育成支援行動計画（平成22～26年度）
- 乳幼児保育振興計画（平成21～26年度）
- 幼保一元化方針および幼稚園・保育所施設整備計画
- ほほえみやす21健康プラン（平成20～29年度）
- 食育推進計画（平成21～25年度）
- 教育振興基本計画（平成23～27年度）
- 元気な学校づくりマスタープラン

施策２ 青少年の健全育成

〔施策の目標〕

- 自主性と社会性を育みつつ、自ら考え、決定し、実行力と責任感を持つ青少年が育つ環境をつくります。

〔基本認識〕

青少年期には、豊かな人間性を育みながら、一人の人間としての自立を促すことが重要ですが、氾濫する有害な情報からの影響を受けやすくなっています。また、社会環境の変化により、子どもに過干渉な保護者や、人との関わりが持てず、孤立する青少年が増えています。

自立した青少年を育成するためには、保護者と子どもが自らの役割を果たしながら、ともに成長していくことが大切です。また、地域の教育力を高めるとともに、情報の取り扱い方を学ぶことも必要です。

具体的には、学校・家庭・地域の連携による青少年の育成を進め、犯罪や有害情報から青少年を保護しつつ、非行を防止していきます。

〔基本事業体系〕

青少年の健全育成	① 学校・家庭・地域におけるコミュニケーションの充実と知識の習得
	② 青少年を導くリーダーの育成
	③ 非行の防止と青少年の保護

① 学校・家庭・地域でのコミュニケーションの充実と知識の習得

家庭や地域での青少年の教育、コミュニケーションを充実させる取組を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 学校と家庭の連携による、基本的な生活習慣の形成
- ・ 保護者が子育てを通じて成長し、青少年の健全な育成につなげるための、家庭教育に関する学習機会や情報の提供
- ・ 地域のコミュニティセンターなどを活用した、青少年の居場所づくり支援

など

② 青少年を導くリーダーの育成

地域社会において青少年を導くことの出来るリーダーを育成し、地域の教育力を高めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 地域社会での豊かな経験をもった人の発掘や、青少年のリーダーとしての育成
- ・ さまざまな社会活動への青少年の参加促進など、次世代のリーダーとなる人材が育つ環境づくり。

など

③ 非行の防止と青少年の保護

青少年を有害な情報や犯罪から守り、非行を未然に防ぎます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 氾濫する情報の正しい取り扱いについての啓発や、性的・暴力的な有害情報からの青少年の保護
- ・ 学校や家庭、地域、関係機関との連携強化による、犯罪からの青少年の保護
- ・ 青少年の抱える問題に適切に対応した、非行防止指導

[関連する分野別計画]

- 市民活動促進計画
- 次世代育成支援行動計画（平成 22～26 年度）
- 教育振興基本計画（平成 23～27 年度）
- 元気な学校づくりマスタープラン

施策3 学校教育の充実

[施策の目標]

- すべての子どもたちが元気にいきいきと学ぶことができる学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が協働して取り組むことができるまちをめざします。

[基本認識]

学力の向上や特別支援教育の充実、不登校への対応など、学校は多くの教育課題と対峙しています。

学校では、確かな学力の向上や教職員の適切な指導、一人ひとりに対応した支援に取り組み、こうした課題の解決に努めます。

しかし、すべての子どもたちがいきいきと学ぶことができる学校をつくるためには、教職員だけでなく家庭や地域の協力が必要です。

そのために、地域の人や自然、文化・歴史から学ぶ活動を進めながら、地域ぐるみで子どもを育てる体制を構築します。

[基本事業体系]

学校教育の充実	① 確かな学力の向上と多様な教育の推進
	② 元気な心とからだの育成
	③ 地域に根ざした学校づくり
	④ 教職員の意識や指導力の向上
	⑤ 相談・支援体制の充実
	⑥ 教育環境の整備

① 確かな学力の向上と多様な教育の推進

基礎学力の着実な向上を図りながら、生きる力を育みます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 基礎学力の向上と定着を図る指導方法の工夫
- ・ 情報活用能力やコミュニケーション能力など、社会で生きる力の習得

② 元気な心とからだの育成

学校の教育活動全体を通じて、子どもの元気な心とからだを育みます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 学校教育のあらゆる場面を通じた、郷土や自然を愛する気持ち、生命や人権を尊ぶ心の育成
- ・ 人権教育の充実といじめや差別を許さない実践力の育成
- ・ 体育指導やスポーツなどを通じた体力の向上やたくましいからだづくり
- ・ 命と性の尊厳について理解を深めるため、自分と他人の違いや性などについて学

ぶ機会の充実

- ・食育によるマナー指導や健康なからだづくり

など

③ 地域に根ざした学校づくり

保護者や地域住民と連携しながら、地域の人や自然、文化・歴史から学ぶ活動に取り組みます。

【想定される主な取り組み】

- ・学校支援ボランティアとの協力など、家庭や地域の学校支援活動の拡充
- ・地域の社会人がゲストティーチャーとして活動する取り組み
- ・郷土の歴史・文化や偉人・先人の生き方などを学ぶ機会の拡充
- ・地域の自然学習や農業体験を通じた、環境保全や食文化に対する意識の向上

など

④ 教職員の意識や指導力の向上

教職員に多彩な研修機会を提供し、意識や指導力の向上を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・多彩な研修機会を通じた、学校教育に対する教職員の意識や指導力の向上
- ・教職員相互のコミュニケーションによる知識や技術の共有

など

⑤ 相談・支援体制の充実

不登校や学校に行きにくい子ども、支援を必要とする子どものニーズに対応できる相談・支援体制の充実を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・不登校や登校しにくい子ども一人ひとりのケースに対し、きめ細かな対応のできる相談体制の整備
- ・障がいのある子どもについて、個々のニーズを的確に把握した、特別支援教育の推進

など

⑥ 教育環境の整備

子どもの安全・安心を確保しながら、情報化や環境問題といった現代的な課題を学ぶための環境づくりを進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・情報教育や環境教育など新しい課題に対応できる学習設備・環境の整備
- ・学校施設・教育設備・通学路の整備や、家庭・地域・関係機関との連携による、事故や犯罪からの子どもの保護

など

[関連する分野別計画]

- 教育振興基本計画
- 元気な学校づくりマスタープラン
- 第2次同和教育基本方針
- 第2次人権教育基本方針
- 次世代育成支援行動計画
- 食育推進計画
- スポーツ振興計画

施策 4 生涯学習・生涯スポーツの推進

〔施策の目標〕

- すべての市民が、生涯学習・生涯スポーツの取り組みを通じて、うるおいと生きがいをもって生活をおくることができるまちをめざします。

〔基本認識〕

野洲市では生涯学習・生涯スポーツが盛んに取り組まれています。誰もが楽しく活動できるよう、活動情報の提供や、発表・交流の機会が必要とされています。

これからの生涯学習では、人権問題や環境問題など現代的課題や地域の課題について、市民が自ら学び、その成果を活かしていくことが重要になります。また、生涯スポーツは市民の健康づくりを担う活動としての役割が大きくなっています。

こうした市民の生涯学習・生涯スポーツへの取り組みを促進するための環境を整え、心身ともに充実し、生きがいをもって人生を送ることのできるまちづくりを進めます。

〔基本事業体系〕

生涯学習・生涯スポーツの推進	① 多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大
	② 生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援
	③ 生涯学習・生涯スポーツ活動拠点の充実

① 多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大

高度化・細分化するさまざまな市民ニーズに対応し、多様な生涯学習・生涯スポーツのメニューを提供します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 関心のある人が気軽に相談できる体制の整備
- ・ 地域資源を次世代に伝えていくための体験的な生涯学習の推進
- ・ 大学や企業との連携による高度な学習ニーズへの対応

など

② 生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援

生涯学習・生涯スポーツに取り組む人や団体・サークル間の交流を促進し、活動の活性化を支援します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 生涯学習・生涯スポーツの情報を交換する場の提供や、団体・サークルのネットワーク形成
- ・ 団体・サークルの中心的な役割を担うリーダーの養成・支援
- ・ 活動を支援する生涯学習アドバイザーの育成

など

③ 生涯学習・生涯スポーツ活動拠点の充実

生涯学習・生涯スポーツに取り組みやすい環境づくりのために、施設の整備や有効活用を推進します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 社会教育施設・スポーツ施設の改修・整備や、市民に身近な既存施設の有効活用
- ・ 地域の空き地、空き部屋など小さなスペースを活用した市民ギャラリーの設置
- ・ 健康に関する情報提供からスポーツの実践までが可能な健康づくり拠点の整備
など

〔関連する分野別計画〕

- スポーツ振興計画
- 教育振興基本計画

施策5 人権の尊重と恒久平和の実現

〔施策の目標〕

- 年齢、性別、障がい、国籍、出自などに関わらず、お互いの人権を尊重し、支えあって暮らす共生社会をめざします。
- すべての市民が世界の恒久平和を希求し平和の尊さを共有できるまちをめざします。

〔基本認識〕

これまで、人権侵害の解消に向けた様々な取り組みが行われてきましたが、今なお社会には多くの人権問題が存在しており、社会環境の変化に伴い新たな人権問題も生じています。例えば、情報化の進展による、個人情報流出や匿名性を悪用した差別を助長する誹謗中傷の拡散、高齢化の進行による高齢者の人権侵害の表面化、雇用形態の変化による非正規雇用者や外国人労働者の人権問題などが挙げられます。また、同和問題の解決に向けた取り組みを進めてきましたが、物的な基盤の整備が進んだ一方、就労や教育等、生活基盤となる事項においては課題が残されています。

これら、多岐にわたる人権問題の解決を、行政と市民の共通課題として捉え、協働により、誰もが社会の一員としてお互いの人権を尊重し、支えあって暮らす共生社会を目指すことが重要です。

また、野洲市では市民の安心と世界の恒久平和をめざし、「平和都市宣言」を行っています。これに基づいて、平和とは、国籍、民族、宗教、歴史、文化などさまざまな違いを認めあって多彩な交流と友好のきずなを結ぶなかで築いていくものであることを認識するとともに、平和の尊さを共有し、世界の恒久平和の実現を願う市民意識の醸成に努める必要があります。

〔基本事業体系〕

人権の尊重と恒久平和の実現	① 人権擁護のまちづくりの推進
	② 人権教育・人権啓発の推進
	③ 同和問題の解決
	④ 男女共同参画社会の推進
	⑤ 平和教育・啓発の推進

① 人権擁護のまちづくりの推進

施策の推進にあたっては、常に人権尊重の視点を意識するとともに、人権侵害や人権侵害につながる問題に対して、不満や不安・心配ごとが解消されるよう、相談・支援体制の強化や市民との協働を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・住民が安心かつ容易に利用できる相談体制および支援体制の強化
- ・虐待や家庭内暴力の早期発見に向けた地域との連携強化

など

② 人権教育・人権啓発の推進

人権尊重の理念と知識を深めることと、その結果が実践に結びつくよう、家庭・学校・地域・企業あらゆる場を通じて学習の場や機会を提供するなど啓発活動に取り組めます。

【想定される主な取り組み】

- ・子育て施策と連携した、家庭における人権教育支援
- ・地域・企業に対する学習の場・機会の提供

など

③ 同和問題の解決

「普遍的な基本的人権の尊重」といった視点から、残された課題の解決や啓発を進めるとともに、速やかな同和行政の終結をめざし、同和行政を必要としない地域社会の実現に取り組めます。

【想定される主な取り組み】

- ・部落差別意識や忌避意識の解消、人権意識の高揚
- ・地区内施設の活用による、同和地区内外の住民交流の促進
- ・就労、健康・福祉、教育などの課題解消に向けた取り組み

など

④ 男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、職場・家庭・地域など社会のあらゆる分野に公平に参画する機会が保障され、ともに責任を担う社会を築きます。

【想定される主な取り組み】

- ・政策・方針決定の場への参画拡大
- ・地域社会における男女共同参画の推進
- ・性別による権利侵害の防止

など

⑤ 平和教育・啓発の推進

平和の尊さを共有し、その実現を願う市民意識の醸成に努めます。

【想定される主な取り組み】

- ・国籍や文化の違いを超えた平和への取り組みに対する理解の促進
- ・人を大切に作る心の醸成と地球平和の実現
- ・戦争が招く悲惨な状況や体験などについて正確に記録し、次世代に伝えていく

など

[関連する分野別計画]

- 人権施策基本計画
- 人権教育基本方針

- 人権保育基本方針
- 人権尊重のまち宣言
- 平和都市宣言
- 同和対策基本計画
- 同和教育基本方針
- 同和保育基本方針
- 企業内同和问题啓発基本方針
- 同和地区福祉保健計画
- 男女共同参画行動計画

施策6 多文化共生社会の実現

[施策の目標]

- 言語、文化、国籍の違いを互いに理解しあい、様々な文化的背景の人が、地域において支えあいながら暮らすことのできるまちをめざします。

[基本認識]

情報技術や交通手段の発達に伴う社会経済・文化のグローバル化の進展により、市民や民間における国際的な交流はますます活発になっています。野洲市では、外国人居住者の人口に占める割合が県平均より低いものの、新たに居住する外国人が近年増加しています。

今後もグローバル化は一層進むものと考えられることから、市民の国際理解を深めるとともに、外国人が地域社会で、ともに学びともに暮らせるような、多文化共生社会を築いていく必要があります。

そのために、市民が主体となった国際交流活動を引き続き支援するとともに、学校教育の場で外国語教育や国際理解教育の充実を図り、国際社会に通用する人材の育成に努めます。また、市内に住む外国人が地域社会の一員として、孤立することなく安心して日常生活が送れるよう、相互理解を深める活動や、相談支援体制の充実を進めます。

[基本事業体系]

多文化共生社会の実現	① 多文化理解の促進や国際的視野の醸成
	② 在住外国人への支援

① 多文化理解の促進や国際的視野の醸成

市民が多文化を理解し、国際的な視野を醸成できるような、学校教育・生涯学習活動を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 民間の活動と連携した、国際交流活動の推進
- ・ 学校教育や生涯学習などにおける国際理解教育の充実

など

② 在住外国人への支援

在住外国人が地域において孤立することの無いよう、コミュニケーションの場づくりの支援や、日常生活の不安を取り除く相談・支援体制の充実を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・ 団体や住民との協働による日本語（識字）教室の開催支援
- ・ 地域社会などにおける孤立を防ぐための、コミュニケーションの場づくりの支援。
- ・ 地域社会で共生していくために必要な制度やルールに対する情報提供の充実。
- ・ 外国人を雇用する企業への国際理解についての啓発

など

[関連する分野別計画]

○ 人権施策基本計画

基本目標 2

人とひとが支え合う安心なまち

基本目標２：人とひとが支え合う安心なまち

(修正作業中)

《施策体系》

施策	基本事業体系
施策１ 健康づくりの推進	① 健康の保持増進のための体制強化と 地域医療の充実促進 ② 市民の健康課題に応じた健康づくりの推進 ③ 食育の推進
施策２ 高齢者福祉の充実	① 地域で暮らしを支え合うまちづくり ② いつまでも元気で暮らせるまちづくり ③ 介護予防・介護サービスにより笑顔で暮らせる まちづくり
施策３ 障がい者福祉の充実	① 相談支援の充実 ② 社会参画と就労の促進 ③ 自立に向けたサービスの充実 ④ とともに学びともに生きる意識の普及啓発 ⑤ 療育・教育の充実
施策４ 地域福祉基盤の充実	① 地域団体形成の支援および拠点の充実 ② 相互扶助の意識啓発 ③ 地域福祉型福祉サービスの推進
施策５ 低所得者福祉の推進	① 低所得者の自立支援 ② 社会保障制度についての意識啓発
施策６ 防火・防災対策の強化	① 予防対策の推進 ② 災害時応急体制の確立

施策	基本事業体系
施策 7 市民生活の安全性の確保	① 防犯活動の推進と防犯設備の強化 ② 消費者被害の未然防止および救済 ③ 食品の安全性の確保 ④ 交通安全の推進

施策 1 健康づくりの推進

〔施策の目標〕

- 市民が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境を整備し、いきいきと充実した毎日をおくることができるまちをめざします。

〔基本認識〕

ライフスタイルの変化や現代社会のストレスにより、がんや心臓病などの生活習慣病、うつ病などの精神疾患が大きな問題となっています。また、高齢化が進展する中で、高齢者の介護予防も重要になります。

こうした社会背景の中、市民一人ひとりが生活習慣を見直し、健康づくりに取り組むことが求められます。その一方で、個人の取り組みだけに任せず、健康づくりを社会全体で推進することも必要です。

そのために、地域医療の充実など、健康づくりに取り組みやすい環境の整備や、食育の推進などによって生活習慣の改善を促したりします。

〔基本事業体系〕

健康づくりの推進	① 健康の保持増進のための体制強化と地域医療の充実促進
	② 市民の健康課題に応じた健康づくりの推進
	③ 食育の推進

① 健康の保持増進のための体制強化と地域医療の充実促進

健康に関わる組織の連携を強化し、地域の取組を促進することにより、健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。

【想定される主な取り組み】

- ・がんなどの早期発見のため、医療・保険・福祉の各機関における連携強化や、健診・健康相談等の充実
- ・かかりつけ医制度の普及や、地域における小児科や産婦人科などの機能とサービスの確保
- ・健康づくりにつながる活動に取り組む市民団体への支援など、市民との協働による健康づくり

など

② 市民の健康課題に応じた健康づくりの推進

子どもから高齢者まで、年齢や健康課題に応じた適切な健康づくりを推進していきます。

【想定される主な取り組み】

- ・学校での体育の授業やスポーツなどを通じた、子どもの体力向上
- ・子どもの健康に対する保護者への、育児相談・育児教室の充実
- ・高齢者の転倒・骨折や閉じこもり、認知症などの予防促進と、高齢期の生活の質

の向上

- ・個々に合う運動方法の情報提供や、健診の定期的な受診促進など、生活習慣病を予防しやすい環境の整備
- ・心の健康を大切にするため、精神疾患に関する正しい知識の普及や、気軽に相談できる窓口の整備

など

③ 食育の推進

家庭や学校、地域など、さまざまな場面で食育を進め、生活者と消費者の交流を増やすことによって地産地消を推進します。

また、食を通じた家族の交流によって、望ましい食習慣が身に付くよう促します。

【想定される主な取り組み】

- ・学校や地域での食文化に触れる機会の拡充や、正しい食習慣の習得など、子どもの食に対する意識の向上
- ・収穫祭などのイベントを通じた、消費者と生産者の交流促進や、市民の地場産物への関心の向上

など

[関連する分野別計画]

- ほほえみやす 21 健康プラン
- 食育推進計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 障がい者福祉計画
- 障がい福祉計画
- 次世代育成支援行動計画

施策2 高齢者福祉の充実

〔施策の目標〕

- 高齢者が生きがいをもって自立し、安心して生活をおくることができるまちをめざします。

〔基本認識〕

高齢者人口は年々増加しており、その傾向は今後も続くと考えられます。また、高齢者だけで暮らす世帯や、介護の必要な高齢者も増加し、高齢者が被害に遭う事故や犯罪も増えています。

こうした中で、高齢者が安心して住み慣れたまちで、健康に暮らし続けられるよう、社会環境を整えていく必要があります。

具体的には、地域と行政が協力して高齢者の安心・安全を確保するとともに、高齢者が生きがいを持って元気に過ごすことができるよう、社会参加の促進や介護予防の普及啓発、適切な介護サービスの提供を進めます。

〔基本事業体系〕

高齢者福祉の充実	① 地域で暮らしを支え合うまちづくり
	② いつまでも元気で暮らせるまちづくり
	③ 介護予防・介護サービスにより笑顔で暮らせるまちづくり

① 地域で暮らしを支え合うまちづくり

地域と行政が連携し、ひとりや夫婦だけで暮らす高齢者の世帯が安心して住み続けられるまちにします。

【想定される主な取り組み】

- ・ 周囲の手助けを必要とする高齢者の把握や、近隣住民による見守り活動の促進など、地域住民と高齢者のつながりの強化
- ・ 災害、事故、犯罪被害などに高齢者が巻き込まれないよう、地域住民と行政の協力による高齢者の安全確保対策
- ・ 医療、健康保険、介護保険、行政などの連携による在宅療養手帳の普及促進など

② いつまでも元気で暮らせるまちづくり

高齢者が健康に暮らすことのできる環境を整え、社会参加を促すことで生きがいづくりを応援します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 創作活動やスポーツ、学習、就労といった、高齢者が生きがいを持って暮らせるような社会活動への参加機会の提供
- ・ 高齢者が生涯を通じて元気に過ごせるような、健康づくりや3世代間あるいは4世代間の交流促進

- ・関係機関の連携強化や職員の専門性の向上などの相談体制の強化による、高齢者への社会的な無関心や虐待の防止
- ・高齢者にやさしい社会環境を整えるためのバリアフリー化

など

③ 介護予防・介護サービスにより笑顔で暮らせるまちづくり

高齢者が自立した生活をおくれるよう介護予防を推進するとともに、介護が必要なときにサービスを利用しやすい環境を整えます。

【想定される主な取り組み】

- ・介護予防の重要性についての普及啓発や、一人ひとりの取組の促進
- ・認知症への正しい理解の普及啓発や相談体制の充実などによる、認知症疾患の早期発見やその介護支援
- ・早期からの介護予防促進や、要介護者の早期発見、個人の状態に応じた介護サービスの提供などによる、要介護状態や認知症の軽減や進行の抑制
- ・介護給付の適切な運用や介護サービスの持続的な提供
- ・ケアマネジャーやヘルパーに対する研修制度や相談体制の充実

など

[関連する分野別計画]

- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ほほえみやす 21 健康プラン
- 地域福祉計画
- 交通バリアフリー基本構想
- 市民活動促進計画

施策3 障がい者福祉の充実

[施策の目標]

- すべての人が、ともに地域のなかでいきいきと暮らすことができるまちをめざします。

[基本認識]

高齢化社会の進展に伴い、障がい者の増加や、障がいの重度化・重複化などが進むとともに、一人暮らしの障がい者や障がい者を支える家族の高齢化も深刻な問題となっています。

現状では、障がい者やその家族を支える社会の仕組みが不十分であり、支援の充実や市民の障がいに対する理解が求められます。また、障がい者の自立のためには就労促進や継続的な支援が求められます。

そのためには、バリアフリーや雇用機会の拡充を進め、障がい者が社会に参画しやすい環境の整備が必要です。また、すべての人が、ともに学びともに生きる社会の実現といった意識を広く普及啓発します。

[基本事業体系]

障がい者福祉の充実	① 相談支援の充実
	② 社会参画と就労の促進
	③ 自立に向けたサービスの充実
	④ とともに学びともに生きる意識の普及啓発
	⑤ 療育・教育の充実

① 相談支援の充実

障がい者やその家族が気軽に相談できる支援体制を整え、必要に応じて適切な保健福祉サービスの提供につなげていきます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 相談窓口の一元化や、総合的な情報提供、権利擁護のための援助などの拡充
- ・ 研修の実施や専門機関との連携などによる、相談員の専門性の向上
- ・ 同じ問題を共有する仲間同士で行うカウンセリングのしくみづくり

など

② 社会参画と就労の促進

バリアフリーの推進や雇用機会の拡充、就労相談や情報提供の充実を図ることで、社会参画を促進します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 障がい者にやさしく、外出しやすいバリアフリー化の促進
- ・ 障がいの特性に応じた支援体制の充実による、障がい者が社会参加しやすい環境

づくり

- ・障がい者の雇用に対する企業等への啓発や、雇用機会の拡大
- ・本人の意向に沿った就労支援や、技能習得のサポート

など

③ 自立に向けたサービスの充実

障がい者が主体的な考えに基づいて生活をおくることができるよう、福祉サービスの選択的な利用を促進します。

【想定される主な取り組み】

- ・本人やその家族と支援機関が連携した、個々のニーズに応じた福祉サービスの提供
- ・一時的な支援を必要とする人が、気軽に支援サービスを利用できるような環境整備

など

④ とともに学びともに生きる意識の普及啓発

広く市民に障がいに対する理解を促し、障がいの有無に関わらず参加しやすい交流の場を拡充します。

【想定される主な取り組み】

- ・市の広報や市民向け講座などを通じた、市民の障がいに対する理解の促進
- ・障がいのある人もない人も気軽に参加できる交流の場の拡充と、相互理解の促進

など

⑤ 療育・教育の充実

保健・医療・福祉・教育の連携を強化し、障がいのある子どもの発達を支援します。

【想定される主な取り組み】

- ・早期から保健・医療・福祉・教育において適切な支援を受けられるような一貫した体制づくり
- ・発達障がいなどで特別な支援を要する子どもたちへのきめ細かい対応
- ・保育現場や学校現場での、障がいの特性に応じた教育の実施や、施設、教材備品等の整備

など

[関連する分野別計画]

- 地域福祉計画
- 障がい者福祉計画
- 障がい福祉計画
- 就労支援計画
- 交通バリアフリー基本構想

施策 4 地域福祉基盤の充実

[施策の目標]

- お互いに支え合いながら、住み慣れた地域を基盤にして、誰もが安心して暮らしていけるまちをめざします。

[基本認識]

地域社会において、コミュニケーションの希薄化、ひとり暮らし高齢者の増加、子育てに不安を抱える親の増加などが課題となっています。また、高齢者や児童、低所得者など社会的な援護を要する人への支援が重要となっています。

こうした課題について、地域を基盤として総合的な福祉サービスを提供できる仕組みを作り、地域福祉を推進していくことが求められます。

その実現に向けて、行政と地域住民、社会福祉協議会、事業者などとの協働により、きめ細やかな福祉サービスを展開します。

[基本事業体系]

地域福祉の推進	① 地域団体形成の支援および拠点の充実
	② 相互扶助の意識啓発
	③ 地域福祉型福祉サービスの推進

① 地域団体形成の支援および拠点の充実

地域団体の活動や相互協力を支援し、地域の力による福祉活動を推進します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 地域福祉の活動に取り組む団体やリーダーの養成
- ・ 社会福祉協議会やボランティア団体、NPO などの活動の連携や相互協力の工夫
- ・ 地域福祉に関する情報交流拠点の機能拡充

など

② 相互扶助の意識啓発

地域住民が一体となって地域福祉を進めるため、相互扶助意識の醸成を促進します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 地域内での世代を超えた交流促進と、互いに支えあうことのできるつながりの育成
- ・ 学校教育や生涯学習などを通じた、地域の相互扶助意識の醸成
- ・ 自治会活動などを通じた地域内の連携や情報共有

など

③ 地域福祉型福祉サービスの推進

子育て世帯や高齢者、障がい者、低所得者などに対し、ニーズや実情に応じた総

合的な地域主体の福祉サービスを提供します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 市民・事業者・行政の連携による、地域福祉のネットワーク形成
- ・ 保健・医療・福祉に関する総合相談窓口の設置
- ・ 必要に応じた専門的な相談窓口やサービス提供機関への連絡調整

など

[関連する分野別計画]

- 地域福祉計画
- 市民活動促進計画
- 地域防災計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 障がい者福祉計画
- 次世代育成支援行動計画

施策 5 低所得者福祉の推進

[施策の目標]

- 経済的に不安定な生活を余儀なくされている人が、安心して自立した生活をおくることができるまちをめざします。

[基本認識]

経済的な支援を要する生活保護の受給者については、新規受給の増加、受給期間の長期化が進んでいます。

そのため、生活保護の受給や生活困窮の原因に応じた適切な支援が求められます。

その中で、関係機関とともに生活支援を進めることや、就労による自立を促していくことなどが求められます。また、社会保障制度の公平で安定した運用に向けて、市民への意識啓発を進めます。

[基本事業体系]

低所得者福祉の推進	① 低所得者の自立支援
	② 社会保障制度についての意識啓発

① 低所得者の自立支援

低所得者・生活保護受給者に対する適切な支援を行うとともに、自立に向けた支援を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・生活困窮者への貸付制度や給付制度、減免措置などの制度に関する情報提供や、適正な活用
- ・生活困窮の原因に対応した自立支援や、関係機関と協力した就労支援
- ・就労による自立が困難な人への社会参加促進や健全な生活支援
- ・公営住宅の適正な維持・管理による低所得者や住宅困窮者の住居確保

など

② 社会保障制度についての意識啓発

社会保障制度を安定して運用していくために、市民の意識啓発を推進します。

【想定される主な取り組み】

- ・年金制度や医療保険制度の公平性の確保と適切な運用

[関連する分野別計画]

- 地域福祉計画
- 地域住宅計画

施策6 防火・防災対策の強化

[施策の目標]

- 災害の予防と、発生時の対応に向けた対策を進め、災害から生命と財産を守る安心・安全なまちをめざします。

[基本認識]

国内で大規模な災害が発生し、市民の防災への意識は高まっています。野洲市では、被害が想定される東南海・南海地震、直下型地震に対する備えが重要となるとともに、風水害への対応も必要となります。また、防火対策についても継続的に取り組むことが求められます。

防災対策として、災害時の広域支援体制を整備しながら、自主防災組織の取り組みを市域全体に進めているところです。また、市内事業者との物資調達体制の整備、災害時要援護者への対応など、災害時の被害を最小限に食い止める努力が必要です。

防火・消防対策としては、自主防災リーダーを育成し、消防団の体制を強化するとともに、防災拠点や消防署の施設整備を進めます。

[基本事業体系]

防火・防災対策の強化	① 予防対策の推進
	② 災害時応急体制の確立

① 予防対策の推進

建築物の耐震化や治山治水を進めるとともに、災害危険箇所の情報収集と周知を行い、災害時の被害を未然に防ぐ取り組みを進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 地震災害に強い生活環境の構築に向けた民間住宅の耐震診断や改修の支援、公共施設の耐震化、防災拠点の整備
- ・ 河川や急傾斜地など危険箇所の改修・整備の推進
- ・ 防災マップや洪水ハザードマップの活用による市民の災害に対する理解の促進
- ・ 災害時の原子力発電所の安全性が疑問視される中で、想定される影響等についての正しい知識の普及啓発
- ・ 市民との協働による適切な河川管理

など

② 災害時応急体制の確立

災害時の対応に向け、地域の自主防災体制を確立するとともに、各機関の相互連携による防災・防火体制を構築します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 大規模災害、火災に迅速に対応するための市や消防本部、警察、県との広域的な連携強化

- ・ 自主防災リーダーの育成や市消防団の機能別団員（分団）制度導入、地域における連絡体制の整備による組織体制の強化
- ・ 地元の医療機関や企業・事業所など民間団体との包括的な連携
- ・ 高齢者・障がい者・乳幼児・外国人をはじめとした災害時に支援を必要とする人の把握と避難誘導など災害時の支援体制整備
- ・ 災害の被害を受けた社会資本の速やかな復旧

など

[関連する分野別計画]

- 地域防災計画
- 国民保護計画
- 地域福祉計画
- 高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画
- 障がい者福祉計画
- 水防計画
- 地域住宅計画

施策 7 市民生活の安全性の確保

〔施策の目標〕

- 犯罪や交通事故の防止対策、消費生活の安全性の向上により、安心して生活できるまちをめざします。

〔基本認識〕

全国的に犯罪件数が減少する一方、高齢者を狙った振込み詐欺など、消費生活に関するトラブルや犯罪は増加傾向にあります。また、市内を通過する幹線道路などで、しばしば交通死亡事故が発生しており、交通事故の防止が課題となっています。

犯罪・事故抑止のためには、「自分たちのまちは自分で守る」という意識のもとに自主的な地域の防犯・安全対策に取り組む必要があります。

併せて、消費生活トラブルについては、相談窓口体制の充実を図るとともに、消費者への情報提供によって犯罪被害を未然に防ぎながら、安心して商品・サービスを購入できる環境を整えることが求められます。

〔基本事業体系〕

市民生活の安全性の確保	① 防犯活動の推進と防犯設備の強化
	② 消費者被害の未然防止および救済
	③ 食品の安全性の確保
	④ 交通安全の推進

① 防犯活動の推進と防犯設備の強化

犯罪抑止に向け、地域による自主的な防犯活動を促進するとともに、防犯設備の増強を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・ 地域での自主防犯活動の積極的な展開に向けた組織化支援や地域活動に対する指導
- ・ 事件情報の周知、研修会の実施による防犯意識の向上
- ・ 防犯灯、防犯カメラ、防犯パトロール車など防犯設備の増強

など

② 消費者被害の未然防止および救済

安心できる消費生活のために、消費者の意識啓発を進め、トラブルに対する相談体制の充実を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・ 消費生活にかかる市民の意識向上を目指した啓発講座の開催
- ・ 市の広報紙やホームページ等を利用した相談事例の情報提供
- ・ 相談しやすい窓口体制の整備
- ・ 行政や弁護士会・司法書士会など関係機関の連携強化

- ・認知症等の人が消費者被害に遭わないよう、成年後見人制度の周知や活用
など

③ 食品の安全性の確保

安心して食品を購入できるよう、事業者に対する監視体制の充実を図り、食品の安全性を確保します。

【想定される主な取り組み】

- ・農産物の生産者、産地など生産に関する情報を確認できるシステムの構築
- ・商店への立入調査などによる不当・虚偽表示の抑止

など

④ 交通安全の推進

高齢者や子どもをはじめとした市民の交通安全に対する意識の向上を促しつつ、安全な交通環境を整備します。

【想定される主な取り組み】

- ・交通弱者の自己防衛意識や、自動車の運転マナーの向上を目指した交通安全教室の開催
- ・道路の危険箇所の把握・検証の推進
- ・歩道と車道のフラット化や歩行者と自転車の分離歩車道などバリアフリーを目指した安全な道路の整備

など

[関連する分野別計画]

- 交通安全計画
- 交通バリアフリー基本構想
- 交通バリアフリー道路特定事業計画

基本目標 3

地域を支える活力を生むまち

基本目標 3：地域を支える活力を生むまち

(修正作業中)

《施策体系》

施策	基本事業体系
施策 1 まちを活性させる産業基盤の 立地の促進	① 企業の操業環境の整備と雇用の確保 ② 地域との連携の強化 ③ 地域商業の活性化
施策 2 農林漁業の振興	① 経営基盤の強化と担い手の確保 ② 地域との連携 ③ 地産地消の促進開 ④ 農林漁業の多面的展開
施策 3 地域資源を活かした 観光の振興	① 観光ルート等環境の整備 ② 観光資源の保全と地域活性化に向けた活用 ③ 観光情報の発信 ④ おいでやす（もてなしの心）の推進
施策 4 就労支援と勤労者福祉の 充実	① 職業教育の充実 ② 就労相談や能力開発支援の充実 ③ 労働環境と福利厚生 の 充実

施策 1 まちを活性させる産業基盤の立地の促進

[施策の目標]

- 地域の商工業が発展し、雇用や所得が確保されるとともに、まちににぎわいと活力が生まれるまちをめざします。

[基本認識]

新規・既存を問わず、新しい時代や人々の暮らしを支える産業の立地・定着を図ることは、地域経済の振興や雇用の確保の観点から大変重要です。野洲市は、京阪神方面、中京方面双方との近接性など、恵まれた地理的条件から、産業立地の大きな可能性を有しており、実際に、電子機器関連をはじめとする大規模な事業所などが操業しています。

今後とも、新規や既存、また規模の大小を問わず、工業などの事業所が市内で操業しやすい環境を整備するとともに、地域社会との共生を進めるため、ルール調整や交流の促進を図る必要があります。

商業については、大規模な商業施設の立地などが進み利便性が向上していますが、一方では地域の生活を支える商店の必要性も再認識されています。商店街としてのまとまりをもたず、厳しい経営を迫られている地域の商店の活性化が必要であり、商業と地域が一体となった地域商業の魅力づくりや、関係機関、行政等による経営支援、人材育成等のほか、地産地消や観光との連携など新たな視点からの対策も必要です。

[基本事業体系]

まちを活性させる産業基盤 の立地の促進	① 企業の操業環境の整備と雇用の確保
	② 地域との連携の強化
	③ 地域商業の活性化

① 企業等立地の促進と雇用の確保

事業者が操業しやすい環境を、市民の生活環境や自然環境に配慮しながら整備するとともに、地域での雇用の拡大やものづくり技術の伝承を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 自然環境や生活環境へ配慮しながらも、企業のニーズ等を踏まえた、優良企業の立地促進や既存企業の事業拡大への支援
- ・ 市民の利便性と環境に配慮した均衡ある土地利用による企業立地の支援や商工業の振興
- ・ 中小企業に対する、人材・技術面・資金面での側面的な支援
- ・ 企業支援を通じた地域での雇用拡大

など

② 地域との連携の強化

企業と地域との連携を強化し、互いに理解を深めて気持ちよく生活や事業活動が

できる雰囲気醸成します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 企業と住民間の交流促進による、操業等に関わるトラブルの防止
- ・ 立地企業の事業内容などの市民への紹介や、事業者への野洲市の魅力紹介等を通じた、市民と事業者の相互理解促進

など

③ 地域商業の活性化

高齢化が進む時代に即した地域商業の活性化に向けて、人材の確保や小規模商店などへの支援、地域との連携等を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 地域商業の活性化に必要な人材育成
- ・ 魅力的な小規模商店等の創造
- ・ 経営の安定化に向けた、資金の貸付等
- ・ 地産地消の取り組みと、地域の生産品を市民が手に入れやすいしくみづくり
- ・ 観光との連携やＩＣＴ（巻末付属資料参照）の活用などのニーズに即応したサービスについての研究開発
- ・ 地域商業の新たな立地促進

など

[関連する分野別計画]

- 商工業振興指針

施策２ 農林漁業の振興

〔施策の目標〕

- 自然環境や生態系及び地域との関わりを大切にしながら、農林漁業の持続をめざします。

〔基本認識〕

野洲市では、農業生産基盤の整備に努めてきた結果、圃場整備された効率の良い耕地による農業が営まれています。しかしながら、農業就業人口の減少や高齢化の進行など、全国と同様、厳しい状況におかれています。また、林業については、生産森林組合による森林整備などが行われていますが、本市の森林所有者の多くが零細な所有規模で経営を目的としていないことや、高齢化が進んでいることなどから、森林の価値・機能の保全が危ぶまれています。漁業については、漁業組合が組織されていますが、やはり組合員の高齢化が進んでおり、後継者の確保が難しい状況です。また、一部では水質改善の兆しもみられるものの、引き続き水環境の改善や保持に取り組む必要があります。

一方、食の安全への関心の高まりや、景観・防災、そして市民のふれあいなど、水田や山林が持つ多様な機能への注目が高まっており、これらに即した農林漁業の資源整備が求められています。

〔基本事業体系〕

農林漁業の振興	① 経営基盤の強化と担い手の確保
	② 地域との連携
	③ 地産地消の促進
	④ 農林漁業の多面的展開

① 経営基盤の強化と担い手の確保

農地の集積化や生産組織の強化、森林組合や漁業組合への支援、品質の向上などを通じて、農林漁業の経営基盤を強固にするとともに、担い手や後継者の確保支援に取り組めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 市民に開かれた農林漁業の展開と新規就業者や後継者の育成
- ・ 農地の流動化と集積による大規模化の促進や、生産組織の強化
- ・ 農業生産品質の向上や販路の拡大支援
- ・ 林産物の振興、間伐材等の有効な活用、森林組合への支援などによる、森林の価値・機能の保全
- ・ 琵琶湖特産品の効果的な宣伝支援と生産の拡大促進などによる漁業組合への支援

など

② 地域との連携

農林漁業を活性化し、守り伝えていくための環境整備に向け、地域社会との連携を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・大規模営農者、兼業農家、集落営農組合などの相互連携
- ・地域住民と農林漁業者の協力による琵琶湖や農業用具水路の水質保全、里山の整備

など

③ 地産地消の促進

市民に地元生産物への信頼と関心を呼び起こし、地域の中で消費できるしくみづくりを進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・市民活動と連携した、地元の生産活動の活性化と消費の拡大
- ・さまざまな機会を通じた地産地消の啓発
- ・生産者と消費者との交流促進による信頼関係の構築や、消費者への関心の喚起

など

④ 農林漁業の多面的展開

農林漁業が果たす様々な役割に着目し、環境保全や市民のふれあいなど、多面的な展開を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・水源涵養や生物多様性、景観等それらが持つ多様な機能の重要性を認識した農地、山林、漁場などの保全
- ・朝市や市民農園、自然体験など、市民が多様なふれあいの場として農地や山林、漁港などを活用できる機会の拡大

など

[関連する分野別計画]

- 地域農業マスタープラン
- 農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想
- 野洲市水田農業ビジョン
- 農業振興地域整備計画
- 食育推進計画
- 森林整備計

施策3 地域資源を活かした観光の振興

[施策の目標]

- 地域の観光資源を有効に活用し、もてなしの心をもって多くの人を迎え、心身を癒してもらうことにより、野洲の魅力を広く発信するまちをめざします。

[基本認識]

高齢化の進展による生涯余暇時間の増大や価値観の多様化などを背景に、全国的な観光動向は、旅行形態が団体旅行から、家族、グループや個人旅行へと変化しています。また、異なる地域文化やさまざまな体験を通して、地域の魅力を発見することが求められています。

野洲市は、京阪神や中京圏域という大きな市場を背景に、歴史、自然などの恵まれた観光資源を有しており、日帰り観光を中心に年間100万人以上の来訪者があります。

しかしながら、観光客を市内の商業施設等に誘導するなどの、観光を地域の活性化につなげる取り組みについては、十分とは言えず、地域経済の活性化や雇用の創出に結びついていない状況となっています。

今後、野洲市の魅力をより知ってもらうために、市内の観光拠点をルート化し、各拠点に観光客を誘導するとともに、地域の事業者との連携等によって、地域経済の活性化につなげる取り組みを進めていく必要があります。また、訪れた人々が心身を癒してもらえるよう、観光資源を美しく保つとともに、利便性を高める施設・設備等を整備していく必要があります。

[基本事業体系]

地域資源を活かした観光の振興	① 観光ルート等環境の整備
	② 観光資源の保全と地域活性化に向けた活用
	③ 観光情報の発信
	④ おいでやす（もてなしの心）の推進

① 観光ルート等環境の整備

市内の観光拠点をルート化し、各拠点に観光客を誘導できるよう、ルート内容の検討や案内標識等の充実を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・ 来訪者が快適かつ安全に各拠点を観光できるような、道路網や案内看板、施設表示などの整備
- ・ 駅からの二次交通として、他の公共交通への乗り継ぎ利便性の向上や、レンタサイクル等適切な手段の検討
- ・ 自動車でも利用しやすい、沿道における観光案内所の整備。

② 観光資源の保全と地域活性化に向けた活用

史跡・自然・伝統家屋や、文化・スポーツに至るまでの地域における様々な観光資源を適切に保存するとともに、新たな活用方策を開発して地域活性化につながる観光を実現します。

【想定される主な取り組み】

- ・歴史的な街道や点在する史跡・景観スポット等と、イベントとの組み合わせによる、観光資源としての魅力の向上
- ・農場、里山、漁場などを地域の観光資源としてとらえ、農林漁業に携わる市民の協力を得ながら、第一次産業体験と滞在型観光を組み合わせた新しい観光事業の展開
- ・日本家屋での生活や、伝統産業などの見学・体験を観光資源と位置づけた、新たな顧客層の獲得
- ・農林漁業者・商工業者・観光事業者・市民団体との連携による、地域の農水産物を活用した新たな商品の開発促進や、地域経済の活性化

など

③ 観光情報の発信

観光に関する地域資源の情報発信体制を充実させ、来訪者の利便性を高めるとともに、誘客につなげます。

【想定される主な取り組み】

- ・ホームページの充実、情報誌等マスコミとの積極的な連携による、情報発信の強化
- ・市外の観光資源とも連携した、観光ルートの設定と効果的な情報発信

など

④ おいでやす（おもてなしの心）の推進

来訪者を温かく迎えるために、必要な人材の育成と、気運の醸成を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・ボランティア観光ガイドなどの市民活動を活発化するための支援
- ・自らの住む地域も、来訪者をあたたかいおもてなしの心で迎えられよう気運の醸成

など

施策 4 就労支援と勤労者福祉の充実

〔施策の目標〕

- すべての人が勤労を尊び、勤労者の権利が守られ、人々がそれぞれの特性に応じて、その能力を高めながら、意欲を持ち安心して働くことができるまちをめざします。

〔基本認識〕

近年、終身雇用・年功序列型賃金に代表される従来の雇用慣行が変化し、雇用形態の多様化が進んでいます。特に、パート・アルバイトや契約社員の増加など、不安定な雇用形態で働く人が増加しています。また、若年層の就職難が深刻な社会問題となっています。

このような状況のもとで、勤労者の権利が守られ、人々がそれぞれの特性に応じて、その能力を高めながら、意欲を持ち安心して働けるようにするためには、より高い技術・技能を身につけるための能力開発の支援や、企業と就業希望者とのすれ違いを埋めるマッチング支援などを行うとともに、子どものころから職業に対する多様で具体的なイメージがわくような、体験的な学習を進めていくことが重要です。

また、採用やより上位の地位への任用における男女の機会均等の徹底や、子育てと就労の両立促進、高齢者の就労促進など、性別や年齢によらず、働きやすい環境を整えていくことが求められます。

〔基本事業体系〕

就労支援と勤労者福祉の充実	① 職業教育の充実
	② 就労相談や能力開発支援の充実
	③ 労働環境と福利厚生 の充実

① 職業教育の充実

子どもや若者が豊かな職業観を身につけ、就労意欲が沸いてくるような、職業教育を充実させます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 学校における職場体験学習の充実。
- ・ 地域の企業・事業所と連携した講義・講座の充実
- ・ 地元企業や学校との連携による、地域内で求められる人材の育成

など

② 就労相談や能力開発支援の充実

就業を希望する人への相談体制の充実や、より充実したキャリアを形成するための能力開発ができる環境の整備を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 就労相談の充実

- ・ 関連機関と連携した能力開発支援の充実
- ・ 社会的に支援が必要な人の立場に立った就労支援

など

③ 労働環境の充実と福利厚生の実現

職場における人権が守られ、性別や年齢等によらず、誰もが働きやすい労働環境の実現に向けた取り組みを支援します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 事業主をはじめすべての社員の人権意識の向上
- ・ 女性や高齢者が働きやすい職場環境の醸成に向けた意識啓発
- ・ 子育て世帯の就労や仕事との両立支援
- ・ 勤労者の福利厚生について、制度の周知と広報

など

[関連する分野別計画]

- 就労支援計画
- 企業内同和問題啓発基本方針

基本目標 4

美しい風土を守り育てるまち

基本目標４：美しい風土を守り育てるまち

(修正作業中)

《施策体系》

施策	基本事業体系
施策１ ふるさとの景観の保全と創造	① 地域の景観資源・眺望景観の保全 ② 地域性豊かな街並みの創造
施策２ 地域環境の保全と創造	① 水質の向上と水辺の再生 ② 緑の保全と創造 ③ 自然を知り親しむ環境の整備 ④ 生活環境の保全
施策３ 低炭素社会への取組	① 新エネルギーの普及促進 ② 省エネルギーの推進 ③ 緑の創造と温室効果ガスの吸収 ④ 教育と普及啓発の推進
施策４ 廃棄物の抑制とリサイクルの推進	① ごみ問題やリサイクル等についての普及啓発 ② ３Ｒの促進 ③ 不法投棄の防止 ④ 廃棄物の適正処理の推進
施策５ 歴史的遺産や文化の保護・継承	① 指定文化財の保護・継承と魅力の発信 ② 身近な市民遺産の再発見と保全 ③ 発掘・調査の推進

施策１ ふるさとの景観の保全と創造

〔施策の目標〕

- 三上山や琵琶湖などの自然景観や広がりのある田園景観が市民の生活と調和したふるさとの眺望と、各地域の特性に応じた優れた街並みが保全・創造される美しいまちをつくります。

〔基本認識〕

野洲市では、三上山や琵琶湖などの美しい自然、社寺・古墳や旧中山道・旧朝鮮人街道といった歴史・文化資源、広々とした田園風景やのどかな里山といった豊かな景観がみられます。このような地域の優れた景観は、住む人や訪れる人の心にうるおいを与えるだけでなく、地域に対する愛着心を育て、定住意識の高揚や住みよいまちづくりへの参画を促す大きな力となります。

そのため、地域の優れた景観を守り、それらを次代に引き継いでいくとともに、新たな景観の創造を進めます。また、まちづくりにおける景観のもつ重要性が理解されるよう、市民や事業者への啓発を進めるとともに、制度的に景観が守られるためのルールづくりを進めます。

〔基本事業体系〕

ふるさとの景観の保全と創造	① 地域の景観資源・眺望景観の保全
	② 地域性豊かな街並みの創造

① 地域の景観資源・眺望景観の保全

地域の景観資源を保全するため、眺望景観の確保対策や、市民がふるさとの景観を再認識できる機会の充実、景観を乱す行為の抑制などを進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 三上山や里山に代表される緑の山並みから、田園や河川を経て琵琶湖へ続く景観や眺望の保全に配慮したまちの整備
- ・ 生涯学習を通じたフィールドワークの実施などによる、ふるさとの景観の再発見や、その保全に向けた意識の醸成
- ・ 市の玄関口である野洲駅周辺における、まとまりのある市街地景観の形成や眺望景観の保全

など

② 地域性豊かな街並みの創造

市内各所において地域性豊かな街並みが創造されるよう、計画的な修景事業の実施や、景観協定の締結をはじめとする地域の自主的な活動の支援、景観を乱す構造物の設置防止などを進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 景観協定や建築協定等の有効な活用と、地域住民や地権者の意志に基づく均衡ある美しい街並みの形成

- ・地域の街並み醸成に対する認識の向上や、近隣景観形成事業などによる地域ぐるみの取り組み
- ・市民や事業所との協働による、計画的な修景事業等推進や新たな景観の創造
- ・景観を乱す看板等構築物の設置規制について、市民や事業者への理解と協力の要請や、必要な指導の強化
- ・景観の創造に配慮した、道路整備や河川整備、市街地整備などの公共事業の施工など

[関連する分野別計画]

- 景観基本計画
- 都市計画マスタープラン

施策 2 地域環境の保全と創造

[施策の目標]

- 行政・事業者・市民がそれぞれの立場から自然環境を保全・創造する活動を実践することにより、市民が自然環境に親しむことができ、「命の水」や「育む緑」といった観点から、山や森、川や湖が輝く、水と緑のまちをめざします。

[基本認識]

野洲市は、南に豊かな緑に包まれた水源の山々を有し、北に琵琶湖、東西には雄大な河川の流れがあり、これらに四方を囲まれた自然豊かなまちです。しかし、水質の改善は足踏み状態であり、里山は手入れが行き届かず荒廃が進むなど、野洲市の自然環境を取り巻く状況は楽観できるものではありません。

この状況を改善し、山や森、川や湖が輝く、水と緑のまちを実現するために、山林の適切な管理を促して水源の涵養を図るとともに、自然が本来有する自浄能力を高めるような、環境へのはたらきかけを行っていく必要があります。また、そのような意識が市民や事業者に広がるよう、意識の啓発や教育を進めるとともに、普段から豊かな自然に親しめる環境を整えることが必要です。

[基本事業体系]

地域環境の保全と創造	① 水質の向上と水辺の再生
	② 緑の保全と創造
	③ 自然を知り親しむ環境の整備
	④ 生活環境の保全

① 水質の向上と水辺の再生

水質の悪化をもたらす行為の抑制と自然浄化力を高める取り組みを通じて水質の向上を図るとともに、市民が身近に親しめる水辺の再生を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 農業濁水の流出防止や農薬の使用抑制、生活雑排水や事業排水の河川への流入防止、道路排水の制御などを通じた、河川や湖の水質汚濁の防止
- ・ 自治会やボランティアなど市民が進める河川や湖岸の美化・環境保全活動への支援
- ・ 自然に近い環境を創造する多自然型の整備手法などを取り入れた河川改修による、水質の向上や自然とのふれあいなどとの両立
- ・ 多様な生態系がはぐくまれる空間となるような、水田・休耕田・農業用水路などの整備・保全や内湖の復活
- ・ まちなかのせせらぎの復活

など

② 緑の保全と創造

水源の山々や河辺林から公園・街路樹などのまちなかの緑まで、市民の理解のもと、適切な手入れが行き届くようにします。

【想定される主な取り組み】

- ・所有者の理解のもとに、関係団体や県との連携、ボランティアへの活動支援等による、里山や湖岸地域の緑の適正な保全
- ・地域住民との協働により、鎮守の森や公園をはじめとする身近な地域の緑や、里山の緑の保全と創造
- ・年少期から緑に親しむ機会を設けるなど、緑化意識の醸成
- ・開発事業における企業や市民の協力、公共施設や道路等での率先的な取り組み等による、市街地の緑化推進

など

③ 自然を知り親しむ環境の整備

自然に興味を持ち親しむ環境を整備し、市民が自然環境を守る意識を無理なく楽しみながら持つことができますようにします。

【想定される主な取り組み】

- ・環境に配慮する暮らし方への移行など、豊かな緑や水質の保全意識の高揚に向けた意識啓発
- ・生涯学習や学校教育事業などとの協力による、親水・緑空間に親しめる機会の提供

など

④ 生活環境の保全

生活環境を脅かす大気汚染・水質汚濁・土壌汚染などが発生することの無いよう、定期的な環境測定と適切な指導を行います。

【想定される主な取り組み】

- ・河川や地下水の水質調査・有害物質調査
- ・ダイオキシンやアスベストなど、大気中の有害物質に対する監視・調査
- ・公害の発生の未然防止や発生時の速やかな対応
- ・排気・排水などの有害物質の排出事業所に対する適切な指導
- ・企業の社会的な責務に基づいた環境保全活動への取り組み促進
- ・地域の美化や衛星の確保にかかる市民協働の取り組み

など

[関連する分野別計画]

- 緑の基本計画
- 環境基本計画
- 都市計画マスタープラン
- 国土利用計画
- 農業振興地域整備計画

施策3 低炭素社会への取組

[施策の目標]

- 新エネルギーへの転換や省エネルギーを地域において促進することにより、地球温暖化の防止に向け、市全体から排出される温室効果ガスを減少させ、低炭素社会に近づけます。

[基本認識]

現在の社会は主に化石燃料の利用による膨大なエネルギー消費によって成り立っており、これに伴う温室効果ガスの大量の排出が気候変動をもたらし、地球温暖化が進行していると言われています。

地球温暖化の進行は、水害や干ばつなどのさまざまな自然災害を引き起こし、生態系や農作物へも深刻な影響をもたらすと懸念されています。また、災害等による原子力発電所の安全性が問題視される中で、電力安定供給に対する不安など、私たちのエネルギーの使い方が根本的に問い直される事態が発生しており、新エネルギーの普及促進や省エネルギーの推進は喫緊の課題となっています。

そして、これら温室効果ガスの排出抑制と併せて、緑の保全や緑化の推進による温室効果ガスの吸収に取り組むことも、地球温暖化防止への有効な手段となります。

さらに、市民や事業所との協働により環境負荷の少ない持続可能なライフスタイルの普及や、生産活動の改善などへの取り組みを具現化させていく必要があります。

[基本事業体系]

地球環境の保全	① 新エネルギーの普及促進
	② 省エネルギーの推進
	③ 緑の創造と温室効果ガスの吸収
	④ 教育と普及啓発の推進

① 新エネルギーの普及促進

新エネルギーの導入が進み、新しいエネルギー供給の形が構築されるよう、様々な取組主体への支援を行います。

【想定される主な取り組み】

- ・ 個人や事業所における太陽光パネルの設置や、市民共同発電所など、新エネルギーを導入しようとする多様な取り組みへの支援
- ・ BDFや木質バイオマスなど、化石燃料に由来しない燃料の利活用

など

② 省エネルギーの推進

家庭や事業所、そしてその間の移動など、生活の様々な場面において省エネルギーが進むよう促します。

【想定される主な取り組み】

- ・家庭での省エネルギー普及に向けた、エネルギー診断などの支援
- ・事業所での省エネルギー普及に向けた、エネルギー診断や機器の更新などに対する情報提供や支援
- ・自動車に過度に依存しなくても快適に暮らせるように、自転車を利用しやすい環境の整備や公共交通の利便性向上

③ 緑の創造と温室効果ガスの吸収

市内の豊かな緑の保全や新たな緑化推進により、省エネルギーの推進と排出された地球温暖化ガスの吸収を促進します。

【想定される主な取り組み】

- ・つる性植物などの緑のカーテンによる省エネルギーの推進
- ・緑の保全と創造による温室効果ガスの吸収促進

など

④ 教育と普及啓発の推進

市民が地球温暖化防止に向けた行動に楽しみながら参加できるよう、効果的な意識啓発を推進します。

【想定される主な取り組み】

- ・生涯学習や学校教育による、地球温暖化防止への意識の醸成
- ・太陽光発電の普及に積極的に取り組んでいる野洲市の地域特性を活かした市民への効果的な普及啓発
- ・環境問題に取り組む市民団体や地域、事業所の活動に対する情報提供や側面的な支援

など

[関連する分野別計画]

- 環境基本計画
- 市民活動促進計画
- 地域省エネルギービジョン
- 地域新エネルギービジョン

施策 4 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

〔施策の目標〕

- ごみの減量化、資源化の取り組みを推進し、廃棄物の発生を抑制し、限りある資源やエネルギーを有効に活用する持続可能な循環型社会の形成をめざします。

〔基本認識〕

野洲市では、ごみの排出量の削減とリサイクルを推進するために、資源ごみ回収に積極的に取り組んできました。こうしたことにより、近年、焼却処分されるごみの量に減少傾向がみられるほか、資源ごみの分別回収によるリサイクル率も徐々に向上しています。

しかしながら、不適正なごみの出し方をする人も少なくなく、ごみ収集車両の火災事故が続発しています。また、公園や河川敷など人目につきにくい場所への不法投棄が後を絶たない状況になっています。このようなことから、普及啓発や監視の強化が求められています。また、クリーンセンターの耐用年数が近づいており、安全かつ効果的に処理ができる次世代型施設の計画的な整備が必要です。

〔基本事業体系〕

廃棄物の抑制とリサイクルの推進	① ごみ問題やリサイクル等についての普及啓発
	② 3Rの促進
	③ 不法投棄の防止
	④ 廃棄物の適正処理の推進

① ごみ問題やリサイクル等についての普及啓発

ごみ出しのマナーが守られるよう、市民への普及啓発と周知の徹底を図るとともに、様々な場面においてごみの問題を学習する機会を提供します。

【想定される主な取り組み】

- ・副読本やパンフレットなどの作成と、社会教育や学校教育の場を通じた、あらゆる層への環境学習の推進
- ・ごみ問題などへの環境学習や、環境活動への市民参加の拠点となるような場やしくみの創出

など

② 3Rの促進

ごみの分別を徹底するとともに、3Rの促進により、ごみそのものの減量や、再利用、再資源化に努めます。

【想定される主な取り組み】

- ・地域や市民活動団体等との連携による、ごみ分別の徹底
- ・家庭や事業所、地域などにおける3Rへの取り組み支援

- ・リサイクルを支援できる拠点整備のあり方の検討
- ・廃食油のBDF化や生ごみの堆肥化など、廃棄物の発生抑制や有効活用に向けた取り組み

など

③ 不法投棄の防止

監視・指導体制の強化による不法投棄の防止と、投棄を思いとどまらせるような美しい環境づくりを進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・行政・市民・事業者の協働による、不法投棄の監視やパトロール体制の強化
- ・投棄を思いとどまらせるような美しい環境づくりに向けた、計画的な美化対策や、環境美化への意識向上

など

④ 廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理に向け、必要な施設と仕組みの整備を進めるとともに、不適正な排出を防ぐための指導・啓発を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・クリーンセンターが耐用年数を迎えることによる、新しいクリーンセンターの整備と焼却熱の積極的な利用
- ・産業廃棄物の混入やごみの不適正排出を防止するための、指導・啓発
- ・有機廃棄物や廃ビニールなど、第一次産業での廃棄物に対する、農林漁業者への指導や、関係機関と連携した回収体制の整備
- ・化学物質や薬品等、製造者がその処理に責任を負うべき廃棄物の、処理システム確立に向けた必要性の啓発

など

[関連する分野別計画]

- 環境基本計画
- 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- ごみ処理施設整備基本構想

施策 5 歴史的遺産や文化の保護・継承

[施策の目標]

- 先人たちから引き継いだ、歴史的遺産や地域の伝統文化の魅力を、市内外の人に伝えるとともに、確実に次の世代に受け渡していきます。

[基本認識]

市内には多くの歴史的遺産があり、指定文化財数は県下でも上位にあり、古墳群をはじめ、埋蔵文化財も多数存在しています。これら現存する貴重な歴史的遺産・文化を保存し、その魅力と大切さを市民が認識するとともに、地域資源として市内外に発信し、次の世代に伝えていく必要があります。

また、指定文化財だけに限らず、地域の歴史的遺産・文化の再発見や保全に向けて、地域の人たちとともに取り組みます。

そのために、指定文化財の保護と発掘・調査を進める一方で、生涯学習などの場を通じて市民が市内の歴史的遺産・文化を知り、再認識できる機会を積極的に提供し、効果的な情報発信を行う必要があります。

[基本事業体系]

歴史的遺産の保護・継承	① 指定文化財の保護・継承と魅力の発信
	② 身近な市民遺産の再発見と保全
	③ 発掘・調査の推進

① 指定文化財の保護・継承と魅力の発信

指定文化財や史跡の修復・保存に努めるほか、郷土に伝わる祭りや風習の継承を図るとともに、それらの魅力を伝える方策を検討します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 国・県・市の連携による有形文化財や史跡の修復や保全対策
- ・ 地域との協力や住民への意識啓発、保存会への支援などによる、郷土の祭りや風習などの無形文化財の伝承
- ・ 生涯学習などを通じた、地域の伝統工芸や技術の文化的価値の再認識

など

② 身近な市民遺産の再発見と保全

指定文化財だけに限らず、地域に埋もれた身近な市民遺産についても、市民が再認識し、地域資源として活かしていくしくみづくりを進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 昔から引き継がれている地域の日常風景やなにげない所作など、埋もれた地域資源の、市民による再発見や、情報発信
- ・ 観光・商業施策と連携した、地域の魅力の発信

など

③ 発掘・調査の推進

歴史的な資料や埋蔵文化財についての調査を進め、その結果を記録し確実に継承していきます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 歴史資料や民俗資料の調査や記録化による適切な保護・継承
- ・ 埋蔵文化財の調査研究にかかる発掘と保全

など

[関連する分野別計画]

- 教育振興基本計画

基本目標 5

うるおいとにぎわいのある快適なまち

基本目標５：うるおいとにぎわいのある快適なまち

(修正作業中)

《施策体系》

施策	基本事業体系
施策１ 均衡ある土地利用の推進	① 計画的な土地利用の推進 ② 地域特性に応じた機能分担と拠点形成の推進
施策２ 道路ネットワークの整備	① 道路体系の見直しと整備 ② 歩行者や自転車、環境にやさしい道路の整備
施策３ 公共交通の利便性の向上	① 公共交通網の充実 ② 公共交通関連施設の利便性や親しみやすさの向上
施策４ 快適な居住環境の確保	① 安全な水の安定的な供給 ② 下水の適正な処理 ③ 公園・広場・緑地などゆとりある生活空間の整備

施策 1 均衡ある土地利用の推進

[施策の目標]

- 秩序ある土地利用が図られ、豊かな自然環境と快適な都市環境が調和するまちをめざします。

[基本認識]

野洲市では、市街地において、いくつかの都市拠点を中心に良好な住宅地が形成されるとともに、工業系の土地利用が進み、電子機器をはじめとする先端産業製造拠点が立地しています。一方、郊外には豊かな田園が広がっており、南部には美しい里山の緑が、北部には琵琶湖に面した自然の浜が保全されています。

このように住宅地と工業地、田園・自然が美しいバランスを保ち続け、生活の利便性と都市の活力、美しい環境が調和する秩序ある土地利用を進めていく必要があります。

そのために、市街地においては市民の生活利便性や都市のにぎわい・活力を支える多様な機能の誘導・確保を進めます。また、農村地域については、農用地、森林の保全を基本としつつ、集落地における良好な住環境の向上を図り、無秩序な土地利用の転換を防ぎます。さらに、森林地域や琵琶湖沿岸については、それぞれの自然特性に応じた保全と再生、活用を図ります。

また、建築協定・地区計画など地域での取り組みについては、すべての人の参画と合意に基づいて検討がなされるよう、慎重に配慮して取り組みを進めるとともに、土地の持つ公共性を認識した適正な利用促進に理解を求めています。

[基本事業体系]

均衡ある土地利用の推進	① 計画的な土地利用の推進
	② 地域特性に応じた機能分担と拠点形成の推進

① 計画的な土地利用の推進

中長期的な展望の中で、市民の理解と協力による適切で計画的な土地利用を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・ 中長期的な展望の中で、土地利用に係る各分野計画などの適正な管理運用
- ・ 土地の利用形態など実態の把握と区域に応じた適切な利用の促進
- ・ 土地利用の不可逆性や公共性を考慮した適正利用

② 地域特性に応じた機能分担と拠点形成の推進

市街化区域や市街化調整区域において、それぞれの地域特性に応じた機能を誘導し、市民の生活利便性や都市のにぎわい・活力を支える多様な機能の誘導・確保を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ J R 野洲駅周辺地域の整備促進

- ・ 吉地・西河原地区の市街地における生活拠点機能の確保
- ・ J R 篠原駅の周辺整備
- ・ JR 野洲駅と篠原駅間の新駅設置に向けた継続的な取り組み
- ・ 住宅地や農村集落等における適正な住宅開発指導
- ・ 市外化調整区域における無秩序な開発の防止

など

[関連する分野別計画]

- 国土利用計画
- 都市計画マスタープラン
- 農業振興地域整備計画

施策 2 道路ネットワークの整備

〔施策の目標〕

- 徒歩や自転車など、さまざまな移動手段について、快適で安全に移動できる道路が整備されたまちをめざします。

〔基本認識〕

野洲市の道路ネットワークは、国道 8 号が市域を東西に貫き、国道 477 号が市域の北部を東西に横断しながら隣接市町に連絡しており、これを補完する形で県道、市道が展開しています。

しかしながら、野洲市は、県北部から南部に向かう通過交通が多い上、野洲川、日野川の両河川に挟まれている地勢により、以前から東西方向の路線が不足し、朝夕の時間帯を中心に渋滞が発生しています。また、市民生活を支える生活道路においては、幅の狭さや段差の解消など、バリアフリーの観点から整備が必要な箇所が見受けられます。

今後の道路整備に当たっては、高齢化の進行や地球温暖化の防止といった観点をふまえ、渋滞の緩和のほか、歩行者や自転車、公共交通での移動がしやすい環境の整備を主眼に取り組みを進めていく必要があります。そのために、渋滞を緩和する幹線道路の整備や、街路における緑地の整備、バリアフリー化の推進、歩行者や自転車が楽しみながら安全に移動できる道路空間などの整備などに取り組みます。

〔基本事業体系〕

道路ネットワークの整備	① 道路体系の見直しと整備
	② 歩行者や自転車、環境にやさしい道路の整備

① 道路体系の見直しと整備

道路体系を市民のニーズや社会経済情勢の変動に即した形で見直し、適切な整備を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 国道 8 号野洲栗東バイパス、県道大津湖南幹線の早期整備
- ・ 道路交通の実情と市民のニーズに合わせた道路計画の見直し
- ・ 鉄道線路の円滑な横断路確保
- ・ 近隣市町へのアクセスの向上

など

② 歩行者や自転車、環境にやさしい道路の整備

歩行者や自転車にとって利用しやすく、また環境にもやさしい道路の整備を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 歩道の整備や交差点の改良、道路照明や案内板など、安全で円滑に通行できる道

路施設の整備

- ・ 楽しみながら徒歩移動できる道路空間の創出
- ・ 安心してサイクリングが楽しめる道路等の整備
- ・ 植栽など景観に配慮した道路整備
- ・ 市民・地域との協働による道路美化の推進
- ・ 道路のバリアフリー化の推進
- ・ 街路における緑地帯の整備や道路用地におけるポケットパークの整備

など

[関連する分野別計画]

- 道路整備計画（策定予定）
- 都市計画マスタープラン
- 交通バリアフリー基本構想
- 野洲市交通バリアフリー特定事業計画

施策3 公共交通の利便性の向上

[施策の目標]

- 公共交通機関の充実と市民の利用を促進し、生活利便性の向上とともに脱自家用車による環境にやさしいまちをめざします。

[基本認識]

公共交通は、通勤・通学等、市民の活動を支えており、特に、高齢者をはじめとする自家用車の利用が難しい市民にとって重要な役割を果たしており、高齢化の進行が見込まれる中で、今後重要性が増していくものと考えられます。また、自家用車の利用から公共交通を利用するライフスタイルへの転換は、地球温暖化防止の観点からも有効です。

野洲市ではJR琵琶湖線が京阪神方面や県内外の各地域を結んでおり、JR野洲駅やJR篠原駅は多くの利用者がありますが、そこから市内各所を結ぶ公共交通の充実が求められています。公共交通の社会的役割を基点に、事業者との連携や協働の理念に基づいて、公共交通が利用しやすくなるような環境整備が必要です。

今後は、市民に対して公共交通の利用の促進を啓発するとともに、鉄道・バスのダイヤやネットワークの充実について、関係機関との連携強化や、コミュニティバスをはじめとする市の取り組みの強化に努めます。

[基本事業体系]

公共交通の利便性の向上	① 公共交通網の充実
	② 公共交通関連施設の利便性や親しみやすさの向上

① 公共交通網の充実

鉄道・バスのネットワーク充実に向け、関連機関との連携を深めるとともに、コミュニティバスの利便性向上に努めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ JR 琵琶湖線の複々線化や鉄道・バスのダイヤの改善等に向けた関係機関への要望
- ・ コミュニティバスの利便性向上
- ・ 福祉施策と連携した移動手段の確保
- ・ 公共交通利用に向けた市民への意識啓発
- ・ 公共交通間の乗り継ぎ等、相互利用の利便性向上に向けた、関係機関とのネットワーク作り
- ・ 駅前の交通結節点としての環境整備

など

② 公共交通関連施設の利便性や親しみやすさの向上

駅舎やバス停など、公共交通関連施設のバリアフリー化等を進め、公共交通が利用しやすい環境を整備します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 緑あふれ心癒される駅前空間の創造や、バリアフリー化
- ・ 身体の不自由な人の利用に配慮したバス停の改善
- ・ ノンステップバスなど、利用者にやさしい設備の導入に向けた、事業者への働きかけ
- ・ 公共交通と組み合わせて自転車が使いやすい施設整備

など

[関連する分野別計画]

- 交通バリアフリー基本構想

施策 4 快適な居住環境の確保

[施策の目標]

- 美しく優れた居住環境のなかで、誰もが毎日を快適に送れるまちをめざします。

[基本認識]

安心して暮らせる美しく快適な居住環境を確保するためには、安全で安定的な水の供給や下水道施設の充足、公園や緑地の整備などにより、居住空間を快適に保つことが必要です。

上下水道については、安定したサービス提供のため、効率的な事業運営や適切な施設管理などが必要とされます。

公園・広場・緑地などについては、都市の防災性を高めるとともに、緑豊かな癒しの空間として、また市民相互のふれあいの場として、住み良い居住環境を形成する重要な資源として適切に管理していく必要があります。

[基本事業体系]

快適な居住環境の確保	① 安全な水の安定的な供給
	② 下水の適正な処理
	③ 公園・広場・緑地などゆとりある生活空間の整備

① 安全な水の安定的な供給

安全な水を安定的に供給するために、必要な事業体制の構築と設備の維持更新を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・ 水質の安全確保や適正処理を進めるための施設の適正な維持管理
- ・ 水源地の水質汚染の防止
- ・ 水道施設の耐震化
- ・ 県の水道事業との適切な連携による料金の適正化
- ・ 水道事業の効率的な事業運営による経営の健全化・合理化

など

② 下水の適正な処理

下水の適正な処理が進むよう、下水道への接続を促すとともに、施設等の適切な管理を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 処理施設の更新や老朽管の敷設替えの計画的な推進
- ・ 事業所や農業集落排水の公共下水道への接続推進
- ・ 水洗化率のさらなる向上をめざした啓発

など

③ 公園・広場・緑地などゆとりある生活空間の整備

公園・広場・緑地が市民の憩いの場として親しまれるよう、適切な管理と美化に努めます。

【想定される主な取り組み】

- ・身近な公園・広場・緑地の保全や計画的な整備
- ・地域住民と連携した公園・広場の管理・美化

など

[関連する分野別計画]

- 環境基本計画
- 緑の基本計画

基本目標 6

市民と行政がともにつくるまち

(修正作業中)